


所管部課	市民部 課税課	部長	関田 守男		
件名	東大和市税条例の一部を改正する条例について				
		区分	<input type="radio"/>	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>都市計画税は、目的税として都市計画事業に充てる貴重な財源となっている。 税率については、市税条例の本則で0.3%と規定し、これを付則で時限的に0.26%に引き下げている。 この税率を引き続き3年間継続するため、東大和市税条例の一部を改めるものである。</p> <p>(1) 改正点 東大和市税条例付則第23条（都市計画税の税率の特例）について、期間を改正する。 改正前 「平成24年度から平成26年度まで」 改正後 「平成27年度から平成29年度まで」</p> <p>(2) 影響及び効果 適正な財源の確保につながる。</p> <p>(3) 施行日 平成27年4月1日</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年9月25日 理事者調整 平成27年1月22日 文書課審査済 					
3. 留意事項（問題点等）					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>平成27年第1回市議会定例会に議案として提出したい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。